

答申第106号
平成28年12月28日
(諮問公第121号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成27年9月24日付けで、「下記日付で〇〇市〇〇関係住民有志から鹿児島県公安委員会委員長宛に提出された要望等について、鹿児島県公安委員会の求めに応じ報告し当委員会の判断の基になった鹿児島県警察の具体的な報告内容、特にその根拠となる調査日時（時間帯）・調査場所・調査方法・各調査時間帯の通行車両の台数・調査結果「特に走行車両の速度（なかでも、時速30kmを超えて走行した車両の台数と具体的な速度）、その他」等の具体的な内容 1 平成〇年〇月〇日付「交通事故の再発防止対策その他について（お願い）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年10月20日付け鹿相第82号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成27年11月16日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「別紙1「対策等」欄の一部」及び「公安委員会に対する苦情・相談等回答について「回答」欄の一部」を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 〇〇関係住民有志一同から提出された意見・要望について、県公安委員会の判断・決定に大きな影響を与えた部分であるにもかかわらず、条例第7条第4号により不開示としたことについて、その理由に妥当性は全くないのではないか。

仮に妥当性があるとしたら、条例の文言のどの部分が該当する根拠となるのか、具体的に示してもらいたい。

イ 条例第7条第4号を拡大解釈し、不当に適用していると言わざるを得ない。

ウ 交通取締りの手法に関する情報が記載されているのであれば、不開示であっても不服はないが、公共の安全等に関する情報ということで不開示とされており、漠然としているため理解できない。

エ 交通取締り以外の何らかの理由を、公共の安全という不開示理由に絡めているのではないかと考える。

オ ○○が車にはねられる事故をきっかけとして、住民が警察や関係機関に対して速度抑制等の方策を講じるよう要望し、注意喚起や速度規制をしてもらったが、その後も危険な状況は変わっていない。

カ 住民の要望に対し、公安委員会としては、今のままで様子を見ようという結論になったため、どのように検討されたのかを知るために開示請求をしたところ、様子を見ようとなった理由が不開示とされていたので、審査請求をしたものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 公安委員会に対する意見・要望処理結果（対象公文書1）

イ 別紙1 ○○関係住民による公安委員会への意見・要望対応（対象公文書2）

ウ 別紙2 意見・要望処理結果通知書（対象公文書3）

エ 交通規制課作成に係る「公安委員会に対する苦情・相談等回答について」（対象公文書4）

オ ○○警察署作成に係る「公安委員会に対する苦情・相談等回答について（公安委員会に対する要望書の受領について）」（対象公文書5）

カ ○○警察署作成に係る「公安委員会に対する苦情・相談等回答について（公安委員会に対する要望書に対する回答）」（対象公文書6）

キ ○○周辺における交通規制状況（対象公文書7）

ク ○○速度調査（対象公文書8）

(2) 一部開示決定の理由

ア 対象公文書1の「1 意見・要望者」及び「2 文書差出人」の一部、対象公文書2の「表題の一部」、対象公文書3の「氏名」及び対象公文書7の一部

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

イ 対象公文書2の「対策等」欄の一部（本件不開示情報1）及び対象公文書6の「回答」欄の一部（本件不開示情報2）

(ケ) 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当

- a 開示することにより、交通法令違反という犯罪の予防、鎮圧、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められたことから、不開示とした。
- b 交通取締りの手法を類推させる情報が記載されており、公にすることにより、これらの情報と他の情報との比較、分析によって、交通取締りの手法等を推測され、その結果、交通取締りを免れるなどの対抗措置が取られるなど、交通法令違反という違法行為を容易にし、又は助長するおそれがある。
- c 交通取締りは、交通事故防止に資することを目的としており、個々の取締りにおいては、危険・迷惑性を考慮して、検挙すべきものと、指導・警告にとどめるべきものを区別している。
- d 交通取締りの手法を類推させる情報を開示することにより、検挙されないための違法な行為が増加することが予想され、その結果、交通モラルの低下や法秩序の形骸化を招くとともに、道路における危険及び交通の安全と円滑に対する障害が増大するおそれがある。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年12月16日	諮問を受けた。
平成28年2月24日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月7日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
10月21日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
11月22日	諮問の審議を行った。（審査請求人から意見を聴取）
12月20日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

本件対象公文書は、〇〇市〇〇関係住民有志一同から公安委員会に対して提出された、生活道路における交通事故の再発防止対策等に係る意見・要望に対応するため、鹿児島県警察苦情等処理規程に基づき作成された、公安委員会の決裁資料及び関係書類である。

上記3(2)のとおり、実施機関は対象公文書1の「1 意見・要望者」及び「2 文

書差出人」の一部，対象公文書2の「表題の一部」，対象公文書3の「氏名」及び対象公文書7の一部を条例第7条第1号に，本件不開示情報1及び2を条例第7条第4号に該当するとして一部開示としたとしている。

上記2(2)のとおり，審査請求人は本件不開示情報1及び2を条例第7条第4号に該当するとして一部開示とした処分の取消しを求めていることから，これらの情報が実施機関の主張する条例第7条第4号に該当するか検討する。

イ 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第4号

条例第7条第4号は，「公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については，その性質上，開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，司法審査の場においては，裁判所が，この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し，その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か，いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり，このような規定となっているものである。

(イ) 本件不開示情報1及び2の条例第7条第4号該当性

対象公文書2は，〇〇市〇〇関係住民有志一同から提出された意見・要望の要旨，意見・要望を受けて〇〇警察署により実施された調査の結果，意見・要望に係る交通安全対策等が記載されている。

また，対象公文書6は，〇〇警察署が，意見・要望のあった生活道路に係る交通安全対策等を取りまとめた参考資料である。

諮問実施機関の説明によると，交通取締りは，交通事故防止に資することを目的としていることから，個々の取締りにおいては，その全てを検挙するのではなく，危険・迷惑性を考慮して，検挙すべきものと，指導・警告にとどめるべきものを区別しているとのことである。

審査会において，本件不開示情報1及び2を見分したところ，交通取締りの手法を類推させる情報が記載されていることを確認した。

上記のような交通取締りの実情を前提にすると，本件不開示情報1及び2を開示した場合，これらの情報と開示している情報を照らし合わせることにより，違法ではあるが検挙されない範囲の行為が推測されることとなる。

そして，違法ではあるが検挙されない範囲の行為が推測されれば，悪質な運転者等が当該範囲内で違反行為を行い，検挙を免れることが可能になってしまい，検挙されない違法行為が増加することにより，交通事故の増加を招き，結果として，道

路における危険及び交通の安全と円滑に対する支障が増大するおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件不開示情報1及び2について、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の意見について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

本件処分における公文書一部開示決定通知書には、不開示理由として、条例第7条第1号（個人に関する情報）及び第4号（公共の安全等に関する情報）に該当する旨のみが記載されているため、不開示部分がなぜ条例第7条各号に該当するのか、具体的な理由が明らかでない。

理由付記の制度は、条例第11条第3項により、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならぬ。

審査請求人が述べている審査請求の理由にも、「条例の文言のどの部分が該当する根拠となるのか、具体的に示してもらいたい。」「公共の安全等に関する情報ということで不開示とされており、漠然としているため理解できない。」「交通取締り以外の何らかの理由を、公共の安全という不開示理由に絡めているのではないかと考える。」とあり、不開示とした具体的な理由が公文書一部開示決定通知書に記載されていなかったため、審査請求人が不開示理由を理解できず、結果として、「条例第7条第4号により不開示としたことについて、その理由に妥当性は全くない」といった不信感を抱く一因となったと考えられる。

このことからすれば、本件処分における理由付記は、条例第11条第3項の趣旨に照らし不備があるものと言わざるを得ない。

実施機関においては、今後、理由付記制度の趣旨を踏まえ、公文書一部開示決定又は公文書不開示決定を行うに際しては、根拠条文を正確に示すことは当然のこと、併せてその根拠条文を適用する理由をも適切に付記することを徹底すべきである。